

## 目次

教育委員会規則	
○北海道立学校管理規則の一部を改正する教育委員会規則	3
教育長訓令	
○北海道立学校職員服務規程の一部を改正する教育長訓令	3

### 公布された教育委員会規則のあらまし

#### ◆北海道立学校管理規則の一部を改正する教育委員会規則（教育委員会規則第1号）

- 趣旨  
学校職員の人事異動の円滑な遂行を図るため、この教育委員会規則を制定することとした。
- 内容  
学校職員の人事異動について、発令の通知により行うこととするため、事務引継ぎ及び赴任に関する規定について、所要の改正を行うこととした（第11条及び第41条関係）。
- 施行期日  
この教育委員会規則は、公布の日から施行することとした。

## 教育委員会規則

北海道立学校管理規則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

平成29年2月28日

北海道教育委員会教育長 柴田達夫

### 北海道教育委員会規則第1号

北海道立学校管理規則の一部を改正する教育委員会規則

北海道立学校管理規則（昭和32年北海道教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「退職、転任（配置替、転補等をいう。以下同じ。）等の辞令を受けたとき」を「転任、休職、退職等の場合に」に改める。

第41条第1項中「辞令」を「発令の通知」に改める。

#### 附則

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。

## 教育長訓令

### 北海道教育委員会教育長訓令第1号

庁中一般  
道立学校

北海道立学校職員服務規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。

平成29年2月28日

北海道教育委員会教育長 柴田達夫

北海道立学校職員服務規程の一部を改正する教育長訓令

北海道立学校職員服務規程（昭和41年北海道教育委員会教育長訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第2号中「第4項」を「第5項」に改める。

第13条中「辞令」を「発令の通知」に改める。

第14条中「転任若しくは休職にされ、又は失職し、若しくは退職し、又は免職にされたとき」を「転任、休職、退職等の場合に」に改める。

別記第12号様式を次のように改める。

## 別記第12号様式 (第14条関係)

## 事 務 引 継 書

私は、平成 年 月 日に ( ) ので、次のとおり事務を引き継ぎます。

平成 年 月 日

(前任者)

職 名 \_\_\_\_\_

署 名 \_\_\_\_\_

次の事務引継ぎを受けました。

(後任者)

職 名 \_\_\_\_\_

署 名 \_\_\_\_\_

## 記

- 1 引継ぎをする事務
- 2 事務処理中の懸案事項
- 3 引継ぎをする書類
  - (1) 記録文書
  - (2) その他の簿冊

記載上の注意 引継書文中の括弧書きの部分は、転任、休職、退職等の事由を記載すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番縦型とする。

## 附 則

この教育長訓令は、平成29年 2 月 28 日から施行する。